

## 国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針

令和3年7月27日

(趣旨)

1. 国立民族学博物館（以下「本館」という。）において運用する国立民族学博物館学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、本館における研究の成果等（以下「研究成果」という。）を収集し、電子的形態での登録と恒久的保存を進め、インターネットを通じて国内外に無償公開することにより、学術研究の発展に貢献するとともに社会に対する説明責任を果たすことを目的とする。この目的を達成するため、本指針により、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録範囲)

2. リポジトリに登録・蓄積・保存（以下「登録」という。）する範囲は、次の各号に掲げる研究成果とする。
  - (1) 研究成果の出版として館内出版物のうち次に掲げるもの。
    - ①国立民族学博物館研究報告
    - ②国立民族学博物館研究報告別冊
    - ③Senri Ethnological Studies (SES)
    - ④国立民族学博物館調査報告 (SER)
    - ⑤国立民族学博物館研究叢書
    - ⑥民博通信
    - ⑦TRAJECTORIA
    - ⑧国立民族学博物館フォーラム型情報ミュージアムに係る出版物のうち、登録申請があったもの
  - (2) その他、館内外の出版物で研究成果として登録が適当と認められるもの。

(登録者)

3. リポジトリに研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 本館に在職する、又は在職した職員。
  - (2) 前号に掲げる者を除く、2に掲げる出版物の著作者。
  - (3) その他、館長が適当と認めた者。

(提出書類)

4. 登録者は、その研究成果に応じて次の各号に掲げる書類を担当部署へ提出するものとする。
  - (1) 2. (1)に掲げられた館内出版物においては、「著作物利用許諾書」（別紙1）。職員等で提出済みの場合は再提出不要。
  - (2) 2. (2)に掲げられた研究成果においては、「研究成果登録申請書」（別紙2）。

- (3) 著作権が複数の者に帰属する場合は、共著者からの「登録利用許諾書」（別紙3）。
- (4) 館外出版物における出版社の「リポジトリ登録許諾書」（別紙4）。

(部分的な公開の制限)

5. 登録者は、インターネット上に公開が適当でないと判断する文言、図表、写真等がある場合は、担当部署へ「著作物における非公開個所の指定」（別紙5）を提出することにより、研究成果の部分的な非公開ができる。

(削除・非公開化)

6. リポジトリに登録された研究成果が次の各号のいずれかに該当する場合は、情報運営会議の議を経て、登録された研究成果の削除又は非公開化ができるものとする。

- (1) 当該研究成果の登録者から削除の申請があった場合。
- (2) 公開することによって、他者に帰属する著作権等を侵害することとなる、あるいは社会的にみて著しく不適切となると情報運営会議が判断した場合。

(著作権)

7. 研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者が保持する。

(担当部署)

8. リポジトリに係る業務分担は次のとおりとする。

- (1) リポジトリに登録する研究成果に係る業務は、研究協力課において対応する。
  - ・研究成果の利用許諾、登録申請に係る業務、デジタル化及び登録業務。
- (2) リポジトリシステムの維持運用に係る業務は、情報課において対応する。
  - ・デジタル化した研究成果の登録業務支援、利用環境整備。

(その他)

9. リポジトリ登録するものは、趣旨に基づく利用方法以外の利用は行わないものとする。

10. この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、関係者間で別途協議するものとする。

# 著作物利用許諾書

## (職員等)

国立民族学博物館長 殿

私は、「国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針」に従って、今後在職期間中の国立民族学博物館が発行する指針第2.(1)に掲げられた館内出版物については、私の研究成果を「国立民族学博物館学術情報リポジトリ」に登録し、インターネットなどのネットワークを通じて不特定多数に無償で公開することを許諾します。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印

- ・リポジトリに登録した著作物の著作権は、当初から著者に帰属します。
- ・著作物の部分非公開を指定する場合は、「著作物における非公開箇所の指定」(別紙様式5)の提出が必要です。

# 著作物利用許諾書

## (職員以外)

国立民族学博物館長 殿

私は、「国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針」に従って、国立民族学博物館が発行する『\_\_\_\_\_巻 号』に掲載される、私の著作物を「国立民族学博物館学術情報リポジトリ」に登録し、インターネットなどのネットワークを通じて不特定多数に無償で公開することを許諾します。

著作物の部分非公開の指定について以下のとおりです。(以下○をつけてください。)

無 ( )

有 ( ) 別紙5にて指定。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印

・リポジトリに登録した著作物の著作権は、当初から著者に帰属します。

## 研究成果登録申請書

国立民族学博物館長 殿

私は「国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針」に従って、下記の研究成果を「国立民族学博物館学術情報リポジトリ」に登録し、インターネットなどのネットワークを通じて不特定多数に無償で公開することを申請します。

研究成果タイトル	
研究成果タイトル(英語表記)	
著作者	
著作者(英語表記)	
収録誌・収録図書	
収録誌・収録図書(英語表記)	
巻・号・ページ	
出版者	
刊行（発表日）	

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印

- ・リポジトリに登録した著作物の著作権は、当初から著者に帰属します。
- ・著作物の部分非公開を指定する場合は、「著作物における非公開箇所の指定」（別紙様式 5）の提出が必要です。

《共著者用》

## 登録利用許諾書

国立民族学博物館長 殿

私は、\_\_\_\_\_氏と共同で著作した下記研究成果について「国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針」に従って、「国立民族学博物館学術情報リポジトリ」に登録し、インターネットなどのネットワークを通じて不特定多数に無償で公開することを許諾します。

研究成果タイトル：

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_印

- ・リポジトリに登録した著作物の著作権は、当初から著者に帰属します。
- ・著作物の部分非公開を指定する場合は、「著作物における非公開箇所指定」（別紙様式5）の提出が必要です。

# リポジトリ登録許諾書

国立民族学博物館長 殿

弊社は、「国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針」に従い、弊社が発行した下記出版物を「国立民族学博物館学術情報リポジトリ」に登録し、インターネットなどのネットワークを通じて不特定多数に無償で公開することを許諾します。

記

出版誌名等：

年 月 日

社名及び代表者名等

\_\_\_\_\_ 印

・リポジトリに登録した著作物の著作権は、当初から著者に帰属します。

## 著作物における非公開箇所の指定

国立民族学博物館長 殿

私の研究成果における下記の部分は、インターネット上で公開することは適当ではないので、非公開としてください。

研究成果タイトル：

非公開箇所：

理由：

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印